

# 理事の職務権限規程

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人全国子ども会連合会（以下「この法人」という。）の理事の職務権限を定め、公益法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

### (定 義)

第2条 この規程において、理事とは、代表理事たる会長、業務執行理事たる副会長及び常務理事並びにその他の理事をいう。

### (法令等の遵守)

第3条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を遵守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

## 第2章 理事の職務権限

### (理 事)

第4条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

### (会長及び副会長の選定)

第5条 理事のうち、1名を会長とし、3名を副会長とする。

### (会長)

第6条 会長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事としてこの法人を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(副会長)

第7条 副会長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- (2) 会長に事故があるとき又は欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって会長の業務執行に係る職務を代行する。
- (3) 毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(常務理事)

第8条 常務理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 事務局を統括するとともに、会長及び副会長を補佐する。
- (2) 理事会の決議に基づき日常の事務に従事し、総会の決議した事項を処理する。
- (3) 毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

### 第3章 補 則

(細 則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、公益法人設立登記の日から施行する。

この規程は、平成25年7月16日に一部改定（第2条、第5条、第7条（2）及び第8条（3））し、平成25年7月16日より施行する。

別表

理事の職務権限

決裁事項	会 長	副会長	常務理事
事業計画及び予算の案の作成に関する事	○	○	○
事業報告及び決算の案の作成に関する事	○	○	○
人事及び給与制度の立案に関する事	○		
重要な使用人以外の者の任用に関する事	(報告)	(報告)	○
国外出張に関する事	○		
国内出張に関する事	(報告)	(報告)	○
契約の締結			
1 件 5 0 万円以上	○		
1 件 5 0 万円未満 2 0 万円以上	(報告)	(報告)	○
1 件 2 0 万円未満			○
支出			
1 件 5 0 万円以上	○		
1 件 5 0 万円未満 2 0 万円以上	(報告)	(報告)	○
1 件 2 0 万円未満			○
セミナー等事業の実施に関する事	(報告)	(報告)	○
基金に関する事	○		
会費に関する事	○	○	○
職員の教育・研修に関する事	(報告)	(報告)	○
渉外に関する事	(報告)	(報告)	○
福利厚生（役員含む）に関する事	(報告)	(報告)	○
外部に対する文書発簡			
特に重要なもの	○		
重要なもの	○		
比較的重要なもの	(報告)	(報告)	○
（うち事業に関するもの）	○		○
一般事務連絡			○
（うち事業に関するもの）	(報告)	(報告)	○
理事会の招集	○		
理事会の議長	○		